

平成25年度 第3回三重県教育改革推進会議 事項書

日時：平成26年 2月 4日（火）

13:30～16:30

場所：ベルセ島崎「花菖蒲」

1 挨拶

2 審議事項

（1）平成25年度三重県教育改革推進会議 審議のまとめ（案）について

ア 「三重県教育ビジョン」の中間点検

イ 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」骨子（案）

（2）高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために（仮称）（案）について

3 連絡事項

（資料）

資料1 平成25年度三重県教育改革推進会議 審議のまとめ（案）

資料2 （別冊）「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」骨子（案）

資料3 三重県教育ビジョンの中間点検 審議状況

資料4 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」にかかる論点整理（案）

資料5 高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成のために（仮称）（案）

別冊 三重県教育ビジョン 中間点検表

平成 25 年度三重県教育改革推進会議
審議のまとめ（案）

平成 26 年 月

目 次

1	はじめに	1
2	審議テーマについて	1
	(1) 第1部会「三重県教育ビジョン」の中間点検	2
	(2) 第2部会「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定	2
3	「三重県教育ビジョン」の中間点検について	3
	(1) 基本施策1 学力と社会への参画力の育成	3
	(2) 基本施策2 豊かな心の育成	3
	(3) 基本施策3 健やかな体の育成	4
	(4) 基本施策4 信頼される学校づくり	5
	(5) 基本施策5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり	5
	(6) 基本施策6 社会教育・スポーツの振興	6
	(7) その他	6
4	「三重県教育ビジョン」に基づき、今後2年間に特に注力すべき取組について	7
5	次期三重県教育振興基本計画の策定に向けて	8
《別冊》		

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」骨子（案）

1 はじめに

三重県教育改革推進会議は、三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するため、三重県教育委員会の附属機関として平成19年度に設置された会議です。

当会議では、今後の本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す「三重県教育ビジョン（平成22年12月）」（以下「ビジョン」という。）の策定について、平成21年度から2年間にわたり審議しました。また、平成23、24年度は、策定されたビジョンの実現に向け具体的な取組を進めるために特に重要であると考えられる施策（「学力の向上」「キャリア教育の充実」「教員の資質の向上」等）について審議するとともに、平成24年度は「県立特別支援学校整備第二次実施計画」の改定、「県立高等学校活性化計画」の策定についても審議しました。

当会議の審議を踏まえ、三重県教育委員会は、「みえの学力向上県民運動」をはじめとした各取組を展開しています。

平成25年度の三重県教育改革推進会議は、三重県教育委員会から次の2つのテーマについて審議を行うことを依頼され、これに応じ、審議を行いました。

- (1) 「三重県教育ビジョン」の中間点検
- (2) 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定

その結果を「平成25年度三重県教育改革推進会議 審議のまとめ」として報告します。

今後は、三重県教育委員会がこの「審議のまとめ」を参考に、施策の実現に向けて取組を進められることを期待します。

2 審議テーマについて

平成25年度、三重県教育改革推進会議は、三重県教育委員会から前記の2つのテーマについて審議を依頼されました。三重県教育改革推進会議はこれに応じ、2つの部会を設置するとともに、全体会を3回、各部会をそれぞれ4回開催して、各テーマについて審議を行いました。

テーマの選定理由と審議方法等は、以下のとおりです。

(1) 第1部会「三重県教育ビジョン」の中間点検

三重県教育委員会から示されたテーマの選定理由は、「平成22年12月に策定したビジョン（計画期間：平成23年度～平成27年度）が計画期間の3年目となり、取組の進捗状況等を検証し、計画内容の中間点検を行う必要があることから、現ビジョンの策定を審議した当会議に審議を依頼する必要がある」というものでした。

中間点検は、ビジョンの6つの基本施策につらなる32本の施策について、「主な取組内容」を中心に2年間の取組内容、成果と残された課題、今後の取組方向について中間点検表をもとに検証し、課題を洗い出すとともに、今後重点的に取り組むべき方向等についての審議を行いました。

(2) 第2部会「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の策定

三重県教育委員会から示されたテーマの選定理由は、「平成25年3月に改定した『県立特別支援学校整備第二次実施計画』が平成26年度末に終期を迎えることを踏まえ、今後の本県の特別支援教育に係る総合的な推進計画を策定するにあたり、当会議での審議を依頼する必要がある」というものでした。

そのため、新たな計画である「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の平成26年度中の策定に向け、平成25年度はその骨子（案）のとりまとめのための審議を行いました。

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」骨子（案）は、別冊のとおりです。

3 「三重県教育ビジョン」の中間点検について

ビジョンの6つの基本施策にかかる中間点検の結果は、以下のとおりです。

(1) 基本施策1 学力と社会への参画力の育成

- 全国学力・学習状況調査の結果で全国平均と比較し低位で推移していることから、目標に実績が近づいているというような評価でいいのか疑問が残る。全国学力・学習状況調査の結果については、市町等教育委員会と連携して効果的な施策を実行するとともに、冷静できめ細やかに分析し、課題等を家庭や地域と共有して、一体となって県民総参加で子どもたちの学力の向上に取り組んでいく必要がある。
- 学力の向上のためには、ＩＣＴも活用しながら、わかる授業の構築に向けて、授業改善をさらに進めていく必要がある。
- 特別支援教育について、医療的ケアが必要な子どもへの対応、発達障がいのある子どもたちへの支援、就労支援などの取組が充実したものとなるよう、来年度策定予定の「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の検討を進めていかなければならない。
- キャリア教育を通して、子どもたちが何のために勉強するかを認識し、自ら目標に向かい取り組むことができるようになる。引き続き、取組の充実を図ることが必要である。

(2) 基本施策2 豊かな心の育成

- 「三重県人権教育基本方針」に基づき施策を推進し、すべての学校への人権教育カリキュラムの普及にしっかりと取り組むことが必要である。
- 規範意識は、学力の向上にも密接に関わってくることから、基本的な生活習慣の確立や、教室の中での学習規律を中心とした規範意識育成のための取組を進める必要がある。
- いじめ問題などに対する「学校問題解決サポートチーム」やスクールカウンセラーなどの専門家による支援は効果があり、充実を図っていく必要がある。また、いじめ問題について、教員や保護者の指導だけでなく、子ども同士でいじめをなくしていく力をつけられるよう取

り組むことが大切である。

- いじめ防止対策推進法が施行されており、この法律と整合をとりながら、それぞれの地域の状況を踏まえた総合的な対策が必要である。
- スマートフォンの利用をはじめ、子どもたちを取り巻くインターネットの環境が急速に変化しており、いじめとネットは切り離せない状況になっている。LINE(ライン)などのSNSで子どもたちにどのようなことが起こっているか、教員や教育委員会が現状を知るとともに、外部の専門家の意見を聞きながら、対応を考えていくことが必要である。
- 暴力行為が小学校で増加していることや、高校生の中途退学があることについて、背景や課題を把握して、指導につなげていくことが大切である。
- 読書活動の推進については、学校現場も責任を持って進めていくよう、取組による効果などの情報を共有することが必要である。

(3) 基本施策3 健やかな体の育成

- 「食育の推進」にかかる施策目標項目「朝食を毎日食べる小学生の割合」について、数値が向上していないことから、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」だけでなく、別の方策を検討する必要があるのではないか。
また、学校給食の食べ残しの多さが課題となっている。子どもたちが生産現場を知る取組を進めるなど、県をあげて食育を推進していくことが必要である。
- 学校給食におけるアレルギーを持った子どもたちへの個別対応について、心がけや子どもたちへの指導だけでは限界にきていていることから、市町や保護者とともに早急に知恵を出し合い、対応する必要がある。
- 子どもたちの幅広い体力の向上が求められており、日常生活の中で体を使って楽しむ土壤づくりに、学校で取り組めるような施策が必要である。
- 武道必修化に伴う外部指導者について、県が確保にしっかりと取り組むとともに、指導者の資質の向上を図ることが必要である。

(4) 基本施策4 信頼される学校づくり

- グローバル化が急速に進み、教員に英語力やＩＣＴ化への対応等が求められている。個人の資質任せにするのではなく、体系的な人材育成・研修が必要である。また、教員の個々のニーズに柔軟に応じられるよう研修体系を工夫するとともに、学校運営上必要な講師に対する研修を充実させていくことが必要である。
- 教員にとっては、充実した教育活動ができているかどうかが重要であり、学校での振り返りを通して充実感を高めていくことが大切である。また、学校関係者評価と学校経営品質の関係について、もっと明確にしていく必要がある。
- 異校種の連携は、連携の質を高めていくことが大切である。小中学校の連携は、生徒指導や特別支援教育に加え、学力も軸として進めていくべきである。

(5) 基本施策5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり

- 近年、保護者のＰＴＡ活動等への参加が減っているが、一方で自分の子どもの活動に対しては熱心な保護者が多いことから、うまく機会をとらえて、保護者と学校が協力して取り組めるような工夫が必要である。

また、「みえの学力向上県民運動」の取組が保護者に十分伝わり、家庭での取組が進むよう、さらに周知に努める必要がある。家庭の教育力の向上は、家庭への働きかけだけでなく、学校や教育委員会が家庭とともに取組を進めていくことが大切である。

- 高校における将来親となるための教育については、キャリア教育など幅広い視点から検討し、取組を深めていくことが必要である。
- 地域で子どもの学習や活動を支える取組が広がってきているが、活動の担い手の固定化や高齢化などの課題もあることから、担い手となる人材を広く確保していくことが必要である。みんなが工夫して、地域の財産となっていくよう、お互いの知恵を出し合うことが大切である。

(6) 基本施策 6 社会教育・スポーツの振興

- 文化財や文化施設を学校教育へ生かしていくことは重要である。平成26年4月開館の新県立博物館は、学校と深い関係があり、三重県中の子どもたちのよい学習資源となるよう、教育委員会としても取り組んでいくことが必要である。
- インターハイや国体に向けて、使用施設の安全性を高めるとともに、スポーツの持つ魅力を発信していくことが必要である。選手の強化にあたっては、行政と企業が連携して取り組むことが必要である。
- 県内の各地域の子どもたちが文化施設やスポーツ施設を利用しやすくするための支援も検討すべきである。

(7) その他

- 「三重県教育ビジョン」の取組が教員に浸透し、地域にも広がってきている。優れた取組事例を共有し、各地域や学校に広げていく必要がある。
- 教育委員会が行う教育行政の中に、P D C Aサイクルが作られていることが重要である。PとDはできていてもCができていないことが多いことから、これができる組織づくりが大切である。また、教育委員会が教育課題について現状を公表し、分析し、どう対応するのかを説明することにより、教育委員会の責任が明確になる。このことは、県民総参加での「みえの学力向上県民運動」を進めるにあたっても重要である。
- 教育を取り巻く状況の変化が非常に激しい中、三重の教育を議論するために、大前提となる国の動きをしっかりとらえる必要がある。

4 「三重県教育ビジョン」に基づき、今後2年間に特に注力すべき取組について

ビジョンに基づき、今後2年間に施策を推進するにあたっては、中間点検の結果を踏まえてさらに取組の充実を図るとともに、以下については、特に注力して取組を進められることを期待します。

- 学力の向上については、課題の分析を踏まえて適切な目標設定を行い、学校、家庭、地域など各主体に求められる役割を明確にして取り組む。
- 子どもたちが何のために学ぶのかを理解し、学ぶことが必要であるという意識をもって、主体的に授業に臨むことができるよう、「学ぶ喜び」や「わかる楽しさ」を実感できる授業の構築に向けた授業改善を行い、各学校がそれぞれの課題に応じて取組を進める。
- 土曜日の授業等については、県教育委員会が概略を示したうえで、市町等教育委員会や各学校が課題に応じて取り組み、その成果等を共有しつつ、さらによい取組としていく。
- インターハイや国体に向けて指導者を育成し、競技力の向上を図る。

5 次期三重県教育振興基本計画の策定に向けて

今後、次期の三重県の教育振興基本計画（平成28年度以降）の策定を進めるにあたり、ビジョンの中間点検を踏まえ、以下について検討されるよう求めます。

- 他県の先進的な取組等を幅広く情報収集するとともに、多様な分野の人々が参画して策定する。
- 三重県としての重点的な取組を明確にするとともに、取組の成果を測るための的確で客観的な指標を設定する。
- データに基づいて内容を検討するとともに、めざすべきところを明確に示した計画とする。また、取組内容について、実現と持続が可能か十分に検討する。
- 学力の向上について、課題を明確にしたうえで、それに応じた施策を講じる。
- いじめの問題やSNS等の利用にかかわるトラブルは、コミュニケーション力に課題があることから生じるものであり、コミュニケーション力の向上に力点をおいた施策を検討する。
- 英語教育について、特に小学校において、楽しみながらコミュニケーション力がつくように取り組む。
- 教員の資質の向上については、人間としての魅力に重きを置いて、その向上に取り組む。
- 教育行政を取り巻く状況の変化に対応するため、国の動きを注視しながら、市町等教育委員会をはじめとする関係機関と情報共有・連携を密にして、必要な施策を実施する。

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」骨子（案）

1 三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の策定について

（1）策定の経緯

三重県教育委員会では、「三重県における特別支援教育の推進について」（基本計画）を平成18年度に策定し、平成19年度から施策を推進してきました。平成25年3月には「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」を策定し、特別支援学校の整備を進めています。

国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されるなど、障がい者や特別支援教育を取り巻く環境が変化しています。

「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」が、平成26年度までの計画であること、法令改正や「中央教育審議会初等中等教育分科会（報告）」が示されたこと等により、特別支援教育にかかる新たな計画を策定する必要があります。

（2）特別支援教育全般の現状と課題

発達障がいを含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒の数が増加とともに、障がいの重度・重複化、多様化が進んでおり、幼稚園、小中学校の通常の学級や高等学校における指導、支援の充実が課題となっているため、教員の専門性向上が求められています。

インクルーシブ教育システムの構築にあたって、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては、自立と社会参加を見据えて、最も的確に応える指導を一層充実していくことが求められています。このことから、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場による指導、支援を推進していく必要があります。

全ての公立小中学校、高等学校において、特別支援教育に関する校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されるなど、特別支援教育の体制整備は着実に進んでいますが、個別の指導計画や個別の教育支援計画のさらなる充実などが求められています。

特別支援学校に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、施設の狭隘化等へ

の対応が課題となっています。

(3) 計画の期間

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」は平成27年度から31年度までの5年間の計画とします。

2 インクルーシブ教育システムの推進について

(1) 早期からの一貫した支援

幼稚園、保育所等からの一貫した情報の引継ぎが課題となっているため、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールの活用により、引継ぎ体制の充実を図るとともに、引継ぎのキーパーソンとなる保護者との情報の共有を進めます。

早期からの教育相談に対応するため、各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能を充実させるとともに、地域の実情に沿った支援ネットワークの構築について検討します。

(2) 就学相談・就学先決定

県教育委員会と市町等教育委員会が就学にかかる情報共有を図りながら就学相談を進めており、今後も緊密な連携に努めます。

就学先の決定にあたっては、本人・保護者に対して十分な情報提供を図るとともに、その意見を最大限尊重し、本人・保護者の気持ちに寄り添いながら教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を図っていきます。

就学先決定における、多様な子どものニーズに応えていくため、連続性のある多様な学びの場の整備や充実を進めるとともに、就学先決定後の学びの場の柔軟な見直しについて、方向性を検討します。

(3) 就学前の取組

早期からの一貫した支援を円滑に進めるため、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールの活用を促進するとともに、関係機関と連携した相談・支援にかかる体制づくりを検討します。

乳幼児健診や、幼稚園、保育所で気づいた子どもの課題について、保護者や関係機関との共有が行えるよう支援を進めます。

(4) 発達障がい等のある児童生徒への対応

小中学校の通常の学級や、高等学校に在籍する発達障がいのある児童生徒について、障がい特性の理解と支援方法、授業の工夫等により一層効果的な指導を進めることが求められており、支援体制の充実に向けて取組を進めます。

特に学習障がい（LD）については、就学後に課題が明らかになることが多いことから、できるだけ早期の課題の把握に努め、授業における指導や教材の工夫、通級指導教室の活用などを進めます。

特別支援学校では、センター的機能を十分に發揮するために、発達障がいを含む複数の障がい種に対応できるよう、教員の専門性のさらなる向上に努めます。

3 特別支援学校における教育の推進について

(1) 個々のニーズに応じた教育

個別の指導計画を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応える教育を実施するとともに、障がいの状況や特性に応じた教育課程の編成、ICT機器等を含む教材教具の活用を図ります。

(2) キャリア教育の推進（進路指導・就労指導）

児童生徒の学年、発達段階、障がい特性等、一人ひとりの実態に応じたキャリア教育を検討し、各発達段階において育てたい能力や態度を考慮した教育課程の編成を進めます。

生徒の適性と職種のマッチングを図り、早期からの計画的な職業実習を実施するなど、一人ひとりのニーズに応じた自立と社会参加を進めます。

(3) 今後のセンター的機能のあり方

特別支援学校のセンター的機能による教育相談等の件数が増加していることから、対応する教員体制の工夫、情報発信の方法等、効率的・効果的な支援方法について検討を進めます。

「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校のセンター的機能のあり方について、検討を進めます。

(4) 交流および共同学習

交流および共同学習の推進により、交流機会が増加しているため、学校間の

授業の調整などによる計画的で効果的な実施を検討します。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶことができるよう、交流場面における教材や支援方法等を充実させることで、障がいのある子どもが十分活動できるよう取組を進めます。また、障がいのない子どもも、経験や理解を広め、豊かな人間性の育成を図ることにより、共生社会の形成を目指します。

(5) 医療的ケア

医療的ケアを必要とする児童生徒が安心・安定して学校生活を送れるよう、保護者、教員、看護師等と医師等関係機関が連携・協力し、医療的ケアを実施できる校内体制の充実を進めます。

(6) 盲学校および聾学校のあり方

県内唯一の視覚障がい、聴覚障がいの教育部門を有する特別支援学校として、就学前からの相談支援等のセンター的機能の充実や、通級による指導体制についての検討を進めます。

4 小中学校における特別支援教育の推進について

(1) 通常の学級における特別支援教育の推進

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を推進します。

特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用した授業の工夫等、障がいの特性に応じた指導の充実を図ります。

学校全体で特別支援教育についての理解や専門性の向上を図ります。

特別な支援を必要とする児童生徒への理解を周囲の児童生徒や保護者が深められるよう取組を進めます。

(2) 通級による指導の充実

通級担当教員には、児童生徒の実態把握や適切な指導方法の工夫などの高度な専門性が求められることから、担当教員の養成や専門性の向上を図ります。

通級による指導のニーズが高まるなか、通級指導教室の計画的な設置について検討を進めます。

(3) 特別支援学級における教育の充実

特別支援学級担当教員には、多様な障がい特性に応じた指導や支援が求められることから、個別の指導計画の作成や、障がいの特性に応じた指導等にかかる専門性の向上を進めるとともに、継続的な指導につながるよう校内体制の工夫を図ります。

個別の指導計画に基づいた適切な指導と評価、障がいの特性や地域の特徴を活かした適切な教育課程の工夫や改善を進めるとともに、個別の指導計画、個別の教育支援計画の十分な活用を図ります。

(4) 連続性のある多様な学びの場の整備

特別支援学級をはじめとする多様な学びの場において十分に教育を受けられるための合理的配慮が必要なことから、基礎的環境整備を進めるとともに、教員の専門性向上、教育内容・方法の改善等を図ります。

5 高等学校における特別支援教育の推進について

(1) 発達障がい等のある生徒への対応

発達障がい等のある生徒の相談・支援にかかる体制作りや、特別支援教育に関する校内委員会の整備を進めます。

特別支援教育コーディネーターを中心に、発達障がい等のある生徒の指導や支援にあたる教員の役割が重要であることから、教員の専門性の向上を図るとともに、人的配置について検討します。

教員が様々な障がい特性に対応できる知識と指導方法を身につけるために、特別支援学校等で障がいのある児童生徒と関わる体験的な研修等の実施について検討します。

聴覚障がいや肢体不自由等のある生徒について、それぞれの障がいの特性に応じた支援や教育を進めます。

(2) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実

個別の指導計画、個別の教育支援計画等の支援にかかる情報を中学校から確実に引き継げるシステムを検討するとともに、個別の指導計画等の活用の充実を図ります。

6 教員の専門性向上

通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、すべての教員に発達障がい支援を含む特別支援教育についての知識・技能が求められるため、体験的な研修等により知識を実践力として活用できる人材の育成を図ります。

多様な学びの場を充実させるために、障がいの特性に応じた指導力や授業力等の向上を図ります。

特別支援学校では、センター的機能を十分に発揮するために、発達障がいを含む複数の障がい種に対応できるよう、教員の専門性のさらなる向上に努めます。

7 特別支援学校の整備

東紀州くろしお学園（本校）、松阪地域特別支援学校（仮称）、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」の一体整備に伴う特別支援学校の整備を進めます。

寄宿舎の統合整備について、方向性を検討します。

施設設備の老朽化や各校の個別の課題について、方向性を検討します。

用語解説

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

通級による指導（通級指導教室）

小中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がい児に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の場で行うための指導で、その特別な場を通級指導教室という。

特別支援学級

小中学校において、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障がい、自閉症、言語障がい等、教育上特別の支援を必要とする子どもたちに対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級をいう。

連続性のある多様な学びの場

インクルーシブ教育システムにおいて、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。具体的には、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」をいう。

個別の指導計画

幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法・評価を盛り込んだ指導計画をいう。

個別の教育支援計画

一人ひとりの障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な支援計画を、学校が中心となり、関係機関と連携し、保護者の参画や意見も取り入れながら作成する計画をいう。

パーソナルカルテ

本人および保護者が必要な情報（生育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式をいう。

ワンストップ型の相談機能

子どもの発達の悩みや支援に関する制度等の相談に対して、各市町の保健・福祉・教育等の関係機関が同じ窓口で一元的に対応できる相談機能をいう。

センター的機能

特別支援学校が、地域において特別支援教育のセンター的な役割を果たすことで、主に以下の6つの機能がある。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障がいのある児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある児童生徒への施設設備等の提供機能

キャリア教育

児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会のなかで役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育をいう。

交流および共同学習

障がいのある子どもと障がいのない子ども等が、共に活動し学習を進めることで、経験を広め、社会性や豊かな人間性をはぐくむことをねらいとした学習活動をいう。実施形態として特別支援学校等の障がいのある児童生徒等と小中学校、高等学校等の児童生徒等が交流する「学校間交流」、特別支援学校の児童生徒が居住地の学校で交流する「居住地校交流」等がある。

合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者および学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。なお、学校の設置者および学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養など、日常生活に必要な医療的な生活援助行為を治療行為としての医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ぶ。三重県では、医療的バックアップ体制実施要綱に基づき、特別支援学校において、看護師資格を有する教員（常勤の講師として任用）および指定の研修を修了した教員が医療的ケアの補助をしている。

基礎的環境整備

障がいのある子どもの支援について、「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備を「基礎的環境整備」という。

三重県教育ビジョンの中間点検 審議状況

基本施策1 学力と社会への参画力の育成

※点線_____は、第2回全体会(12/16)での意見、実線_____は、第4回第1部会(1/17)での意見です。

(1) 学力の育成

- ① 学力の向上に係る指標については、子どもの授業の理解度や調査の結果を授業改善に生かした市町の割合としているため、取組の評価がマイルドになっている。全国学力・学習状況調査の結果で全国と比べ下位で安定していることからすると、こうした評価でいいのか疑問である。
- ② 学力・学習状況調査はコンテストになってはいけない。調査結果を時系列に比較するなど、冷静できめ細やかな分析が必要である。
- ③ 少人数教育は効果があると考えるが、少人数教育を進めるのであれば、そのことについて、きちんとした評価がないといけない。
- ④ 学力向上のためには、課題を学校以外にも明らかにして、家庭や地域の力を使って、県民総参加でレベルアップにつなげる必要がある。
- ⑤ 子どもたちが、知識・技能を活用する力を身につけるため、授業内容の改善を進めいく必要がある。
- ⑥ 子ども目線で、わかる授業をどのように構築するかが重要である。教員研修は、実施するだけでなく、わかる授業につなげていく必要がある。
- ⑦ 貧困の連鎖を断ち切るために教育の力は重要であり、低学力層にスポットを当てて学力の向上に取り組むことが大切である。
- ⑧ I C Tを学習のツールとして活用することにより、子どもの授業への参加意識が高まるなど学力の向上に効果がある。

(2) 特別支援教育の推進

- ① 特別支援教育については、小中学校での医療的行為が必要な子どもへの対応や、高等学校における障がいのある子どもへの対応が必要となっており、県の支援が求められる。
- ② 特別支援学校高等部卒業生の就労内定率が100%であることは評価できる。県として、さらに企業への働きかけをするなど、強く推進していく必要がある。
- ③ <再掲>障がいのある子どもたちにとって、環境の変化は大きな不安であるので、子どもの情報をパーソナルカルテで引き継ぐことだけでなく、担任の先生が学年ごとに替わることがないようにするなど、丁寧な対応が必要である。
- ④ 低学年の時に子どもの学習障がいを見落とすと子どもたちの困り感に影響が大きく、低学力につながってしまうので、学級担任が障がいを見つけることができるような具体的な取組が必要である。

(3) 外国人児童生徒教育の充実

(4) 国際理解教育の推進

- ① グローバル化が急速に進み、教員に英語力や I C T 化への対応が求められているが、個人の資質任せにせず、体系的な人材育成・研修が求められている。
- ② 英語教育については、コミュニケーション能力だけでなく、グローバル化などの変化に対応していく必要がある。

(5) キャリア教育の充実

- ① キャリア教育は、子どもたちに何のために勉強するのか、どういった夢を持つのかを考える力を身につけさせることから、これからも取り組んでいく必要がある。
- ② 高校でインターンシップに取り組むことによる学力向上の事例があることや、実学に対する期待も高いことから、取組を進めていくべきである。
- ③ 生徒は就労体験等により、身につけるべき力を認識し、自ら目標に向かい取り組むことができるようになるという効果がある。一方、高校で充実したキャリア教育を実施するためには、カリキュラムを柔軟に編成が必要である。

(6) 情報教育の推進

- ① L I N E (ライン) に代表される S N S が普及するなど、子どもを取り巻く環境が変貌をとげている。教員任せにせず、専門家の意見を聞きながら、考えていく問題である。
- ② <再掲>グローバル化が急速に進み、教員に英語力や I C T 化への対応が求められているが、個人の資質任せにせず、体系的な人材育成・研修が求められている。

(7) 幼児教育の充実

- ① 幼稚園教員や保育士の資質向上のため、引き続き、研修機会の確保が必要である。
- ② 小さい頃から規範意識をしっかりと培うことが大切である。

基本施策2 豊かな心の育成

(1) 人権教育の推進

- ① 三重県人権教育基本方針に基づく施策の推進と今後の方針の見直しについて、明確に記述すべきである。
- ② 施策目標項目の人権教育カリキュラムの普及について、早急にすべての学校へ普及するようしっかりと取り組むことが必要である。

(2) 規範意識の育成

- ① 規範意識は学力の向上と密接な関係がある。基本的な生活習慣の確立や、教室の中での学習規律を中心とした規範意識の育成の取組が必要である。
- ② ＜再掲＞小さい頃から規範意識をしっかりと培うことが大切である。

(3) いじめや暴力を許さない子どもたちの育成

- ① いじめ問題では、教員や保護者の指導は大事だが、子ども同士でなくしていく力をつけることも大切である。また、いじめの解決や未然防止だけでなく、加害の生徒をいじめ解決の軸となる存在に育てるることも大切である。
- ② データを活用して解決方法や支援策を探る民間の手法を入れることにより、いじめ問題の早急な改善につながることも考えられる。
- ③ いじめ問題などに対する「学校問題解決サポートチーム」による取組は効果がある。また学校だけでなく、地域で取り組むことでいじめや暴力行為などは必ず減っていくはずである。
- ④ 暴力行為が中学校では減少し、小学校で増えていることについて、その背景をきちんと把握し、生徒指導につなげていくことが大切である。
- ⑤ いじめとネットは切り離せない状況にあり、LINE（ライン）などのSNSで子どもたちにどのようなことが起こっているのか、教員や教育委員会が現状を知ることが大切である。
- ⑥ 教員がLINE（ライン）などで一部の生徒だけとコミュニケーションを図ることがあるのであれば危ないことである。
- ⑦ LINE（ライン）等のネットの問題については、PTAと共に啓発を進めていくことが大切である。
- ⑧ いじめ防止対策推進法が施行されており、この法律と整合をとりながら、それぞれの地域の状況を踏まえた総合的な対策が必要である。

(4) 居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）

- ① スクールカウンセラーの配置をもっと厚くするなど、学校や市町への支援をお願いしたい。

(5) 高校生の学びの継続（中途退学への対応）

- ① 中学校・高校で中途退学につながるどのような課題があるのか、根本的に分析することが今後の取組を進めるために必要である。
- ② 中学校から高校への進学では、高校の選択肢が多くはないことから、学校の特色等でなく生徒の学力に合わせて高校を選ぶことが多くなっている。そのため、高校の中で多様な生徒や、その多様な進路に対応することが必要となっている。

(6) 環境教育の推進

- ① 「リサイクル」「リユース」「リデュース」を徹底して教えるとともに、日本が消費社会だけでやっていく限界を子どもたちに教えていく必要がある。

(7) 文化芸術活動・読書活動の推進

- ① 読書活動の推進は、学校現場も責任を持って進める必要があるので、データなどしっかりとした情報提供をお願いしたい。

(8) 郷土教育の推進

- ① 新県立博物館は学校と深い関係があり、三重県中の子どもたちのよい学習資源となるよう教育委員会として取り組んでいくことが必要である。

基本施策3 健やかな体の育成

(1) 健康教育の推進

(2) 食育の推進

- ① 学校給食が子どもに果たす役割は大きい一方、食べ残しの多さも課題となっている。食育の推進は大切で、県をあげてすすめてほしい。
- ② 「食育の推進」では、目標値（朝食を毎日食べる小学生の割合100%）を達成するためには、「みえの地物が一番！朝食メニュークール」だけでなく、別の方策も必要なのではないか。
- ③ 学校給食におけるアレルギーを持った子どもたちへの個別対応の問題について、心がけや子どもたちの指導だけでは限界にきていていることから、市町や保護者と早急に知恵を出し合う必要がある。また、エピペン（アドレナリン自己注射薬）が適切に使用できるよう周知等が必要である。
- ④ 食べ残しの問題については、子どもたちが生産の現場を知ることが効果的である。

(3) 体力の向上

- ① 子どもたちの幅広い体力の向上が求められている。子どもたちが日常生活の中で体を使って楽しむ土壤づくりに学校で取り組めるような施策が必要である。
- ② 武道必修化に伴う外部指導者の確保とその資質の向上が必要である。
- ③ 部活動に、競技人口が少ないマイナーなスポーツを取り入れるなど、子どもたちに新しいスポーツに取り組む機会を提供してはどうか。
- ④ 8年後の国体に向けて選手の強化が必要であり、行政の取組に加えて企業のサポートが必要となるだろう。
- ⑤ インターハイや国体に向けて、使用施設の安全性を高めるとともに、スポーツの持つ魅力を発信できるようにしなければならない。

基本施策4 信頼される学校づくり

(1) 子どもたちの安全・安心の確保

(2) 教員の資質の向上

- ① 教員研修について、非常勤講師や期限付講師等の研修が充実するよう工夫してほしい。
- ② 高齢層の教職員は、パソコン操作が苦手な場合が多い。こうした個々のニーズに柔軟に応じる研修体系が必要ではないか。
- ③ <再掲>グローバル化が急速に進み、教員に英語力やICT化への対応が求められているが、個人の資質任せにせず、体系的な人材育成・研修が求められている。
- ④ 教員が成長するには、経験を積み重ねることが大切であることから、正規教員の雇用を増やしていくことが大切である。

(3) 教員が働きやすい環境づくり

- ① 教員にとっては、充実した教育活動ができているかどうかが重要である。学校での振り返りなどを通して、充実感を高めていくことが大切だ。

(4) 幼児期からの一貫した教育の推進

- ① 障がいのある子どもたちにとって、環境の変化は大きな不安があるので、子どもの情報をパーソナルカルテで引き継ぐことだけでなく、担任の先生が学年ごとに替わることがないようにするなど、丁寧な対応が必要である。
- ② 異校種の連携は、連携の質を高めていくことが大切である。また、小中学校の連携は、生徒指導や特別支援教育に加え、学力を軸とした連携も考えるべきではないか。

(5) 学校マネジメントの充実（学校経営品質向上活動の推進）

- ① 学校関係者評価と学校経営品質の関係について、学校現場が混乱することのないよう、もっと明確にしていくべきではないか。

(6) 学校の適正規模・適正配置

(7) 特色ある学校づくり

- ① 中学校、高校を通じて一人前の大人に育っていくという点から中高連携は重要な視点であるが、普及は制度的に難しい面がある。一方で小中連携は制度的には実施しやすく、できるところから連携を進めていくことも大切である。

(8) 開かれた学校づくり

- ① <再掲>伊賀市では、学校において「学校マニフェスト」を作成しているが、保護者が取り組む「保護者マニフェスト」を作成する学校も増えてきている。こうした動きを今後の取組の参考にしてほしい。

(9) 学校施設の充実

- ① 子どもたちの学習環境の整備、健康管理のため、エアコンの整備を進めてほしい。

基本施策5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり

(1) 家庭の教育力の向上

- ① P T Aで家庭教育の取組を進めているが、課題のある家庭ほど参加しないという実情がある。
- ② 運動会や発表会など自分の子どものことについては熱心な保護者が多いので、こうした機会を利用して、そのまま懇談に参加してもらうようにするなどの工夫があるとよい。
- ③ 学校や教育委員会は、家庭の教育力を高めていくために、家庭に働きかけるだけでなく、ともに取組を進めていくことが必要である。
- ④ 伊賀市では、学校において「学校マニフェスト」を作成しているが、保護者としての取組目標などを記した「保護者マニフェスト」を作成する学校も増えてきた。こうした動きを今後の取組の参考にしてほしい。
- ⑤ 県で取り組んでいる「みえの学力向上県民運動」はとても大事な取組であるが、保護者までその取組が十分に伝わっていない。
- ⑥ 高校における将来親となるための教育については、キャリア教育や社会性を身につけるといったことなど、幅広い視点で検討し、取組を深めてほしい。
- ⑦ 学校行事やPTA活動への参加者が10年ぐらい前に比べてかなり減っている。また、保護者が自分の子どもの出番しか参加しないことも多く、他の子どもにも目を向けて関わりをもつていくような仕組みが必要である。

(2) 地域の教育力の向上

- ① 子どもの学習や活動をささえる取組を広げていくために、保護者をはじめ、ボランティアの方など活動の担い手を広げていくことが必要である。みんなが工夫して、地域の財産となっていくよう、お互いの知恵を出し合うことが必要である。
- ② 土曜日の活用については、県と市町の教育委員会が現状や課題をしっかりと分析して取り組んで行かなければ、地域間の格差を広げてしまうことになる。
- ③ 土曜日の活用については、基礎自治体の単位で考えるのではなく、広域自治体で取組を進めるほうがよい。各市町と十分話し合ったうえで実施されたい。

基本施策6　社会教育・スポーツの振興

(1) 社会教育の推進

- ① 文化財や文化施設を学校教育へ生かしていくことは重要である。県立美術館に関する記述が見あたらないので、今後は記述してほしい。
- ② 県内の各地域の子どもたちが文化施設やスポーツ施設にアクセスしやすくするための支援も検討すべきである。

(2) 文化財の保存・継承・活用

(3) 地域スポーツの推進

- ① <再掲>8年後の国体に向けて選手の強化が必要であり、行政の取組に加えて企業のサポートが必要となるだろう。
- ② <再掲>インターハイや国体に向けて、使用施設の安全性を高めるとともに、スポーツの持つ魅力を発信できるようにしなければならない。
- ③ インターハイや国体に向けて、指導者を育成して、競技力の向上を図ることが必要である。
- ④ <再掲>県内の各地域の子どもたちが文化施設やスポーツ施設にアクセスしやすくするための支援も検討すべきである。

※全般

- ① 行政だけで子どもの教育を担っていくことには限界が来ている。何が必要かを地域ぐるみで考えていく必要がある。
- ② 教育委員会が行う教育行政の中にP.D.C.Aサイクルが作られていることが重要である。教育委員会が教育課題について状況を公表し、分析し、どう対応するのかを説明することにより、教育委員会の責任が明確になる。また、実態をわかりやすく示し(視覚化)、具体的な目標を定め、目標を数値化することにより、住民の協力等を得る手助けにもなる。
- ③ P.D.C.AサイクルのPとDはできていても、Cができていないことが多い。目標に対する具体的な方針がつくられ、Cにしっかりと取り組むことで次のAにつながっていく。これができる組織づくりが大切である。
- ④ 教育環境を取り巻く状況の変化が激しい中、三重の教育を議論するためには、6・3・3制等、大前提となる国の動きをしっかりととらえる必要がある。
- ⑤ 次期の県の教育振興基本計画は、変化する教育改革の動向に対応できるように、弾力性のある内容にしていく必要がある。
- ⑥ 「三重県教育ビジョン」の取組が教員に浸透し、地域にも広がってきていている。優れた取組事例を共有して、各地域や学校に広げていく必要がある。

「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」にかかる論点整理(案)

資料4

下線は、第2回全体会、第4回部会からの加筆・修正箇所

	現状	課題	今後の方向性
<h3>1 三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)の策定について</h3>			
1(1)策定の 経緯	<p>平成18年に「三重県における特別支援教育の推進について」を策定し、平成19年度から施策を推進してきました。</p> <p>平成22年12月に「三重県教育ビジョン」を策定しました。</p> <p>平成23月8月に「障害者基本法」などの法改正がありました。</p> <p>平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が、中央教育審議会初等中等教育分科会より示されました。</p> <p>平成25年3月に「県立特別支援学校整備第二次実施計画」を改定しました。</p>	<p>法改正や、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示されたことにより、これらにもとづいた新たな特別支援教育にかかる計画の策定が求められます。</p> <p>第二次実施計画(改定)が、平成26年度までの計画であるため、平成27年度からの計画の策定が必要です。</p>	<p>三重県教育改革推進会議において審議を進め、三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)を策定します。</p>

1(2)特別支援教育全般の現状と課題	<p>発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒数が増加とともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。</p> <p>特別支援教育の体制整備として、小中学校、高等学校において、校内委員会の設置とコーディネーターの指名が100%となっています。</p> <p>小中学校において、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率が向上しています。</p> <p>早期からの一貫した支援を進めるために、情報引継ぎツール「パーソナルカルテ」を作成して活用を図っています。</p>	<p>発達障がいを含む全ての特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を実現するため、特別支援教育の一層の推進が求められます。</p> <p>インクルーシブ教育の理念に基づき、児童生徒の実態の沿った、<u>連続性のある多様な学びの場</u>(通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校)における教育環境の整備が求められます。</p> <p>特別支援教育にかかる体制整備は進んできましたが、早期からの一貫した教育支援体制を一層充実するため、情報引継ぎツールや個別の教育支援計画の効果的な活用等、教育内容をより充実させる必要があります。</p> <p><u>幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育のニーズの高まりに対応するため、特別支援教育に対応するための経験とスキルアップなど、教員の専門性の向上が求められます。</u></p> <p><u>小中学校では、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用を図るとともに、特に通常学級の特別な支援を必要とする児童生徒について個別の指導計画の作成を進めることが必要です。</u></p> <p>社会情勢のめまぐるしい変化の中、特別支援教育を取り巻く環境も変化しているため、学校のみでなく地域、企業、保護者等の理解と協力を得て、特別支援教育を推進する必要があります。</p> <p>特別支援学校の児童生徒増による狭隘化をはじめ、地域や障がい種別毎の課題に対応するため、「県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)」以降の特別支援学校の整備を検討する必要があります。</p>	<p>発達障がいを含む全ての特別な支援を必要とする児童生徒等や、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、<u>連続性のある多様な学びの場</u>の整備を図ります。</p> <p><u>インクルーシブ教育システムの構築にあたって、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては、自立と社会参加を見据えて、最も的確に応える指導を一層充実していくことが求められています。このことから、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場による指導、支援を推進していく必要があります。</u></p> <p>個別の指導計画、個別の教育支援計画等の支援に係る情報を有効に活用するため、情報引継ぎツール「パーソナルカルテ」等の一層の普及拡大を図り、早期からの一貫した支援を進める必要があります。</p> <p>大学との連携や体験型の研修の導入によって、特別支援教育に係る教員の専門性向上を図ります。</p> <p>地域や保護者等との連携を深め、社会全体で特別な支援を必要とする<u>幼児児童生徒</u>の教育を推進します。</p> <p>「県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)」以降の特別支援学校の整備を検討します。</p>
1(3)計画の期間			平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とします。

2 インクルーシブ教育システムの推進について

<p>2(1)早期からの一貫した支援</p> <p>パーソナルカルテの活用による早期からの一貫した支援体制づくりについて、県から各市町に対して、その作成や活用についての助言や相談を実施しています。</p> <p>小学校から中学校への情報の引継ぎについては、各学校間及び市町での調整により実施されています。</p> <p>各市町においては、早期からの教育相談について、保護者等が相談を受けやすいように、福祉と教育の窓口を一本化した発達相談支援室などの設置が進められています。</p> <p>1歳半、3歳児健診にくわえ、就学前の5歳児健診を実施している市町があり、就学先決定や就学してからの支援について効果を上げています。</p>	<p>幼稚園・保育所等から、小学校、中学校、高等学校等への確実な引継ぎをするために、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用するとともに、保護者に特別支援教育に係る理解啓発を図る必要があります。</p> <p>早期からの教育相談が行える発達相談支援室等、ワンストップ型の相談機能を備えるなど、地域の実情に沿った支援ネットワークの構築が求められています。</p> <p><u>発達障がいのある子どもの支援を進める中で、保護者への支援について専門職の協力が求められています。</u></p> <p><u>子どもの障がいについて、課題の解決という視点に加え、必要な支援は何かという視点をもつことが、課題の解決につながるため大切です。また、保護者への支援も必要です。</u></p>	<p>パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用し、円滑な情報の引継ぎを目指します。</p> <p>早期に障がいを診断し、関係機関に引継ぐ仕組み作りを検討します。</p> <p>パーソナルカルテ等の活用や就学や進学、就労等に際して、保護者の役割が重要であることから、保護者への情報の提供や啓発を図ります。</p> <p><u>早期からの教育相談に対応するため、各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能を充実させるとともに、地域の実情に沿った支援ネットワークの構築について検討します。</u></p>
<p>2(2)就学相談・就学先決定</p> <p>平成25年9月1日に、学校教育法施行令の一部改正があり、就学先決定の手続が改正されました。</p> <p>県教育委員会と市町等教育委員会が就学にかかる情報共有を図りながら就学相談を進めています。</p> <p>※ 学校教育法施行令の一部改正について 就学基準(22条の3)に該当する障がいのある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みが改められ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、就学先を決定することが示されました。</p>	<p>就学先の決定にあたっては、本人・保護者に対する十分な情報提供を図るとともに、その意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行う必要があります。</p> <p>インクルーシブ教育システムに基づく就学先決定を行うにあたり、連続性のある多様な学びの場(各学校等の受け入れ体制)の整備と充実を進める必要があります。</p> <p>就学先決定後に柔軟な就学先の見直しを行うことについては、就学先の変更の必要も含め、本人・保護者や学校運営等に混乱や支障をきたさないような方向性を示す必要があります。</p>	<p>インクルーシブ教育システムに基づく連続性のある多様な学びの場への就学について、市町等教育委員会、本人・保護者への理解啓発を図ります。</p> <p>教育相談や就学先決定に際しては、本人・保護者の気持ちにより添いながら合意形成を図ります。</p> <p>就学先決定後の柔軟な就学先の見直しについて方向性を検討します。</p> <p><u>県教育委員会と市町等教育委員会が、就学にかかる情報共有を図りながら緊密な連携に努めます。</u></p>

2(3)就学前の取組	<p>幼稚園・保育所では、特別な支援を必要とする幼児への教育や保育が行われ、発達に遅れのある幼児のために療育センター等では、療育・訓練等が実施されています。また、医療と福祉が連携した施設も整備されつつあります。</p> <p>H24年度の幼稚園における個別の指導計画の作成率は、71%、個別の教育支援計画の作成率は、63%です。</p> <p>H25年度、県内の幼稚園に配置されている介助員および学習支援員は、178名（14市町）です。</p> <p>就学前の5歳児健診を実施している市町と園医健診の中での健診の取組が広がりつつあります。</p>	<p>早期からの一貫した支援を円滑に進めるため、園内体制のさらなる充実と関係機関と連携した相談・支援に係る体制づくりが求められています。</p> <p>幼稚園において、保護者に対する適切な情報の提供と特別支援教育についての理解促進が求められています。</p> <p>幼稚園における個別の教育支援計画等の作成率の向上を図るとともに、パーソナルカルテ等の支援情報を小学校へ引き継ぐことが必要です。</p> <p>保育所においても、健康福祉部との連携によって同様の支援を進める必要があります。</p> <p>園医健診は有効である一方、見立てに幅がある場合があります。また、障がいの程度が軽度な場合、診断や発見が難しいことが課題となります。</p> <p>既存の健診等を活用して、障がいの早期発見や、関係機関への引継ぎについて、検討の必要があります。</p>	<p>個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を促すために、特別支援学校のセンター的機能による支援などの取組について検討します。</p> <p>本人・保護者や保育士等が保育や就学等にかかる相談を手軽に受けられる機能が必要です。</p> <p>診断や障がい名にもとづいて教育を進めることも大切ですが、診断だけにとらわれず、子どもが活動できる具体的な支援に取り組むことが必要です。</p> <p>巡回相談等による指導や支援を有効に活用し、子どもや教員等の困り感を軽減するとともに、保護者と情報を共有し、<u>相談・支援体制づくり</u>を検討します。</p> <p>幼稚園や保育所における、加配や介助員、学習支援員について専門性や資格を有する者の配置について検討が求められます。</p>
------------	---	---	---

<p>2(4)発達障がい等のある児童生徒への対応</p>	<p>文部科学省による「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(平成24年)」によれば、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が、小中学校の通常学級に、6.5%在籍するという結果が示されました。</p> <p>H25年度、特別支援学校に対して小中学校から要請のあった発達障がいについての教育相談は、8月末までに576件(総計2770件)となっており、今後も増加することが見込まれます。</p> <p>高等学校に発達障がい支援員5名(H25年度)を配置し、高等学校における発達障がいを含む教育的支援の必要な生徒への指導等に対応しています。</p>	<p>小中学校の通常の学級においても、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用した効果的な学習活動や指導方法等を一層充実させる必要があります。</p> <p>高等学校に在籍する発達障がい等のある生徒の支援体制を充実させるため、市町等教育委員会と情報共有しながら、中学校からの支援情報が円滑に引き継げる体制が必要です。</p> <p>発達障がいの診断の有無によって教員や保護者、周囲の生徒の対応、本人の意識等が違つてることから、一人ひとりに応じた対応が必要です。</p> <p>全ての幼稚園、小中学校、高等学校において、発達障がいの特性や支援方法の理解、授業の工夫等、教職員の専門性の向上を図る必要があります。</p> <p><u>特別支援学校において、センター的機能を十分に発揮するため、発達障がいを含む複数の障がい種に対応できるよう、専門性の向上が求められています。</u></p> <p>保育所においても、健康福祉部との連携によって保育士の専門性の向上を図る必要があります。</p>	<p>学習障がい(LD)については、就学前の発見が難しいため、就学後できるだけ早期の発見に努める必要があります。また、授業における指導や教材の工夫、通級指導教室の活用などを進める必要があります。</p> <p>障がいの理解についての知識を高めるとともに、指導スキルについて専門性の向上を図る必要があります。</p> <p><u>発達障がいのある児童生徒に対する支援体制の充実、障がいの特性と支援方法にかかる理解、授業の工夫等、より効果的な指導を進める必要があります。</u></p>
-------------------------------------	--	---	---

3 特別支援学校における教育の推進について

3(1)個々のニーズに応じた教育

個別の指導計画等に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに対応した学習グループの編成や特色ある教育課程を編成することで、効果的な指導を実施しています。

個別の指導計画を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応える授業改善を行うとともに、情報引継ぎツールを活用して、学校、保護者、関係機関等で十分に共有を図ることが必要です。

個別の指導計画の評価を適切に実施し、障がいの状況や特性に応じた指導が可能となる教育課程の設定が必要です。

基礎的環境整備の一つとして、教材やICT機器等、適切で効果的な教材教具の確保と活用が必要です。

発達障がいの指導支援について注目が集まっていますが、知的障がいや肢体不自由など、その他の障がいのある児童生徒についても障がいの特性に応じた教育を推進する必要があります。

「障害のある児童生徒の教材の充実に関する検討会」の報告が平成25年8月に示され、障がいの状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことと、必要な教材の整備、新たな教材の開発等、適切な指導を行うための指導体制の充実が求められています。

個別の指導計画を活用し、授業内容の充実や教育課程の整理を図ります。

個々のニーズや障がいの特性に応じた指導や授業改善と適切な評価に努めます。

個別の指導計画、個別の教育支援計画等、情報引継ぎツールについて、学校、保護者、関係機関等で共有を図ります。

個々の障がいの特性に応じた支援や教育を推進します。

教材やICT機器等、効果的な支援や指導が可能となるよう、教材教具の活用を図ります。

<p>3(2)キャリア教育の推進（進路指導・就労指導）</p>	<p>自立と社会参加に向けて、一人ひとりの障がいの状態や特性、ライフステージに応じたキャリア発達を促す教育を実施しています。</p> <p>特別支援学校において、小学部から生活年齢や発達段階に応じて、身辺自立や社会的自立を意識した教育を実施しています。</p> <p>生徒本人の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントを実施し、生徒の興味関心や強みに基づいた職場実習先を決定するなど、生徒の就労希望の実現を図っています。</p>	<p>小中学部において、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育の位置づけや、自立に向けた教育内容の整理が必要です。</p> <p>キャリア発達に基づいた教育課程の検討や、職業に係るコース制の設置により、就労に必要な知識や態度等、社会性の育成が求められています。</p> <p>企業や社会のニーズに基づき、生徒本人の適性と職種のマッチングや職場実習の一層の充実を図ることで、就労支援に結びつける必要があります。</p> <p>障がいの重い生徒の福祉的就労を含めた社会参加についてのあり方の検討が必要です。</p>	<p>障がいの特性やキャリア発達に応じた教育内容や教育課程の検討を進めます。</p> <p>就労指導に際しては、生徒本人の適性と職種のマッチングを図るとともに、就労先決定について本人・保護者と合意形成を図ります。</p> <p>生徒の<u>適性に応じた職種が把握できるよう、早期からの計画的な職場実習の体験を実施し、一人ひとりのニーズに応じた自立と社会参加を進めます。</u></p>
<p>3(3)今後のセンター的機能のあり方</p>	<p>各特別支援学校が、地域の小中学校等の要請に応じて、特別な教育的支援を要する児童生徒への支援に関する研修や適切な指導・助言、発達等にかかる相談等を実施しています。</p> <p>H24年度の相談件数は、県立特別支援学校あわせて3859件です。</p>	<p>相談件数の増加に伴い、特別支援学校における校内体制の工夫や情報発信等、効率的・効果的な支援方法やセンター的機能について検討する必要があります。</p> <p>小中学校や高等学校等に対するセンター的機能を充実させるために、発達障がいの児童生徒への授業にかかる指導・支援について理解を深め、自校の教育力の向上に努める必要があります。</p> <p>「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校におけるセンター的機能の役割について検討が必要です。</p>	<p>特別支援学校のセンター的機能について、更なる充実が必要です。</p> <p><u>センター的機能に対応する教員体制</u>の工夫、情報発信の方法等、効率的・効果的な支援方法について検討を進めます。</p> <p>「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校におけるセンター的機能の役割について検討を進めます。</p>

3(4)交流および共同学習	<p>障害者基本法及び特別支援学校学習指導要領に交流および共同学習の充実を図ることが示されました。</p> <p>インクルーシブ教育システムにおいては、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進が必要とされており、その一つの方法として交流および共同学習の推進が示されました。</p> <p>学校間交流や居住地校交流等の取組により、児童生徒が相互理解を進めることで、幼稚園・保育所時代からの友人関係の継続や、地域とのつながりが生まれています。</p> <p>H24年度、県立特別支援学校において、学校間交流244回、居住地校交流691回、計935回実施しました。</p>	<p>障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ場面において、活動しやすい環境を設定するために合理的配慮の充実を図るとともに、交流および共同学習に係る受入れの仕組みを作ることが求められています。</p> <p>交流の機会が増えることにより、教員の引率体制や実施回数の調整、交流への参加体制の検討が必要になってきています。</p>	<p>インクルーシブ教育システムに基づき、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り共に学ぶことができる場面の一つとして交流および共同学習を推進し、教材や支援方法等の充実による合理的配慮により、<u>障がいのある子どもが十分活動できるよう取組を進める必要があります。</u></p> <p><u>学校間の授業の調整などによる計画的で効果的な交流および共同学習の実施を検討します。</u></p>
3(5)医療的ケア	<p>医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しており、障がいが重度・重複化、多様化しています。</p> <p>医療的ケアを必要とする児童生徒について、喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを実施することによって、継続的に学習できる体制をとっています。</p> <p>教員が看護師と連携・協力して医療的ケアを実施することで、医療的ケアのために付添う保護者の負担軽減を図っています。</p>	<p>医療的ケアを必要とする児童生徒が安心・安定して学校生活が送れるよう、保護者、教員、看護師等と医師等関係機関が連携・協力し、医療的ケアを実施できる校内体制の充実を図る必要があります。</p> <p>医療的ケアに対応する担当教員のスキルアップに努める必要があります。</p>	<p>医療的ケアを必要とする児童生徒が、安全で安心な教育が受けられるように、医療的ケアの充実を図ります。</p>

3(6)盲学校および聾学校のあり方	<p>県内唯一の視覚障がい・聴覚障がいに対応した特別支援学校で、それぞれの障がいの状態や特性に対応した学科を設置して、専門的な教育を実施しています。</p> <p>視覚障がい・聴覚障がいにおける、就学前の教育相談等、センター的機能を発揮しています。</p>	<p>社会状況等の変化により、就労先と設置学科における教育内容がマッチしない状況があり、専門学科の学習内容の検討が必要です。</p> <p>県内唯一の視覚障がい・聴覚障がいの教育部門を有する特別支援学校として、今後のセンター的機能を含めた就学前からの支援や通級による指導についての体制の検討が必要です。</p> <p>盲学校の高等部および高等部専攻科について、社会福祉分野との連携において、教育と福祉との本来的な機能分担等、今後の方向性について検討が必要です。</p>	<p>県内唯一の視覚障がい・聴覚障がいの教育部門を有する特別支援学校として、専門性を発揮するため、センター的機能の充実や通級での対応について検討を進めます。</p>
-------------------	--	--	--

4 小中学校における特別支援教育の推進について

4(1)通常の学級における特別支援教育の推進

〈再掲〉文部科学省による、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(平成24年)」によれば、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が、小中学校の通常の学級に、6.5%在籍するという結果が示されました。

教材や板書の配慮、教室内の座席配置の工夫などを行い、配慮をする児童生徒が学習に取り組みやすい環境づくりを図っています。

県総合教育センターより、H23.3に、冊子「何から始めるの？特別支援教育－通常学級で行う教科指導－」を作成し、指導事例を示しています。

障がいの特性に応じた指導や支援の方法、授業の工夫等、教職員に対して特別支援教育に対する理解や専門性の向上を図るなど、自校の教育力の向上に努める必要があります。

〈再掲〉小中学校の通常の学級においても、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用した効果的な学習活動や指導方法等を一層充実させる必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒に配慮した教室配置や、バリアフリー化などの学習環境の整備が求められます。

視覚情報の活用や授業の組み立てなど授業のユニバーサル化等の授業改善を図ることで、学力の向上が求められます。

教員の専門性向上に加え、教員がチームとして機能することと、人的な支援について課題があります。

保護者に対する十分な情報提供によって障がい特性の正しい理解を促進するとともに、地域の協力により特別支援教育を効果的に推進できる学校運営を進める必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒への対応は、担任や授業担当者だけで行うのではなく、教員がチームとして対応を進める必要があります。

学校全体で、全教職員が特別支援教育の理解と専門性向上を図る必要があります。

障がいのない児童生徒と保護者の理解を進める必要があります。

〈再掲〉学習障がい(LD)については、就学前の発見が難しいため、就学後できるだけ早期の発見に努める必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒に対する個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成の充実を図ります。

個別の指導計画にもとづいた効果的な学習活動や指導方法等の充実を図る必要があります。

保護者に対する十分な情報提供を行うとともに、本人・保護者の気持ちにより添った教育を進める必要があります。

<p>4(2)通級による指導の充実</p>	<p>通常の学級で特別な支援を必要とする児童生徒にとって、通級による障がいの状態に応じた指導を受けることにより、言語面の改善、ソーシャルスキルの習得などの効果が上がっています。</p> <p>通級による指導を受ける児童生徒数が増加しています。(H25年5月:624名 ←H19年5月:346人)</p> <p>県内では、言語、LD/ADHD、難聴の通級指導教室が、小学校33校(49学級、603人)、中学校4校(4学級、21人)に設置されています。(H25年5月)</p>	<p>通級担当教員には、アセスメントによる障がいの特性の把握や適切な指導方法の判断など高度な専門性が求められることから、担当教員の養成が課題になっています。</p> <p>個別の指導計画や個別の教育支援計画の情報共有をはじめ、担当教員間や学校間、保護者との連携強化が必要です。</p> <p>通級のニーズが増加していることから、その対応が求められます。また、小学校に比べ中学校における通級による指導を受ける生徒の割合が低く、教育的ニーズに応じた指導形態の改善が求められます。</p> <p>他校通級の場合、移動による負担や移動時の学習の保障などの課題があります。</p> <p>〈再掲〉保護者に対する十分な情報提供によって障がい特性の正しい理解を促進するとともに、地域の協力により特別支援教育を効果的に推進できる学校運営を進める必要があります。</p>	<p>通級による指導は、インクルーシブ教育システムにおける連続性のある学びの場を充実させるために、キーポイントとなる指導形態と考えられます。</p> <p>通級による指導に対するニーズが高まるなか、計画的な設置や担当教員の専門性の育成についての検討を進めます。</p>
------------------------------	--	--	--

4(3)特別支援学級における教育の充実	<p>特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加するとともに、在籍する児童生徒の障がいが重度・重複化、多様化しています。</p> <p>県内の公立小中学校に設置される特別支援学級は、503校(927学級)となっており、3251名の児童生徒が在籍しています。設置率は91%(小学校:353/389校、中学校:150/164校)となっています。(H25年5月)</p>	<p>特別支援学級担当教員は、多様な障がい特性に応じた指導や支援が求められること、継続した指導が必要なことから専門性の向上とともに計画的な教員配置が必要です。</p> <p>個別の指導計画に基づいた指導と適切な評価や、障がいの特性、地域の特徴を活かした適切な教育課程の工夫が必要です。</p> <p>特別支援学級と通常学級との交流および共同学習を計画的、効果的に進めることができます。</p> <p>〈再掲〉保護者に対する十分な情報提供によって障がい特性の正しい理解を促進するとともに、地域の協力により特別支援教育を効果的に推進できる学校運営を進める必要があります。</p> <p><u>特別支援学校等との情報交換や巡回相談などの日常的な実施により、児童生徒の支援を充実させることができます</u>ことが求められています。</p>	<p>就学前の情報を小学校に引継げるシステムについて、関係部局と連携し、検討する必要があります。</p> <p><u>担当教員の専門性向上と継続した指導のための計画的な教員配置について検討が必要です。</u></p> <p><u>個別の指導計画の作成や、障がいの特性に応じた指導等にかかる専門性の向上を進める必要があります。</u></p> <p><u>個別の指導計画、個別の教育支援計画の十分な活用を図ります。</u></p> <p>適切で効果的な教育課程を工夫し教育を進める必要があります。</p>
4(4)連続性のある多様な学びの場の整備	<p>特別支援学校、特別支援学級、通常の学級における指導、通常の学級に在籍して通級による指導を受けるなどの教育形態が整備されています。</p>	<p>多様な学びの場において十分に教育を受けられるための合理的配慮およびその基礎となる環境整備が必要です。</p>	<p>特別支援学級をはじめとする多様な学びの場を充実させるために基礎的環境整備を進め、合理的配慮を充実させるため、教員の指導力等にかかる専門性を向上させることが重要です。</p> <p>〈再掲〉通級による指導は、インクルーシブ教育システムにおける連続性のある学びの場を充実させるために、キーポイントとなる指導形態と考えられます。</p>

5 高等学校における特別支援教育の推進について

5(1)発達障がい等のある生徒への対応

発達障がいのある生徒が増加し、その対応が大きな課題になってきています。(H25年度県立高等学校における発達障がいの可能性のある生徒の在籍率1.44%)

発達障がい支援については、外部専門家による相談や支援を実施しています。

特別支援教育コーディネーターが全校で指名されており、校内委員会等で指導支援について情報共有を図っています。

発達障がいのある生徒の相談・支援にかかる体制作りや、校内委員会の整備が求められています。

特別な教育課程の編成については、学級編制基準がないため、特別支援学級の設置は現実的に困難です。

発達障がいのある生徒に関する進路指導、特に障がい者雇用の対象とされない生徒への就労支援が課題になっています。

校内における支援体制の整備や教員の意思統一、専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を意識的に進める必要があります。

校内での支援体制や発達障がい等のある生徒の指導を進めるなかで、コーディネーター等教員の負担が課題となっています。

施設のバリアフリー化等、整備を進める必要があります。

特別支援教育にかかる知識について、実際の支援や指導の場面で十分活用できないという課題があります。

交流および共同学習について検討の必要があります。

発達障がいのある生徒の相談・支援にかかる体制作りや、校内委員会の整備を進める必要があります。

支援や指導を進めるにあたり、各教員が特別支援教育コーディネーター等、専門性や実践経験の豊富な教員等と連携をとるなど、具体的な指導方法を身につけていくことが必要です。

社会生活を送るうえで必要なスキルを身につけられるよう、学習内容の一部でSST等の内容を位置づけることや、科目の設定など教育課程の工夫について検討を進めます。

卒業後の社会生活に向けて、生徒自身の障がいへの気づきや、障がい受容について支援を進める必要があります。

聴覚障がいや肢体不自由等の障がいのある生徒について、それぞれの障がいの特性に応じた教育や支援を進めるとともに、特別支援教育について高等学校が担うべき役割の整理が必要です。

特別支援教育にかかる知識を支援や指導力として活用できるように、特別支援学校等で体験的な研修等について検討が必要です。

発達障がい等のある生徒の指導や支援にあたる教員の役割が重要なことから、専門性を図るとともに、人的配置について検討が必要です。

5(2)個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実

出身中学校からの個別の教育支援計画等の引継ぎやパーソナルカルテの引継ぎが十分でない状況があります。

出身中学校からの支援情報の引継ぎによって、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用を図るとともに、作成率を向上させる必要があります。

個別の指導計画等の作成にあたり、校内委員会や特別支援学校のセンター的機能による支援等の活用を図る必要があります。

中学校からの個別の指導計画等の引継ぎを確実に行えるシステムについて、検討が必要です。

個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を進めるとともに、その活用方法について、特別支援教育コーディネーターや特別支援学校のセンター的機能による支援等により充実を図ります。

6 教員の専門性向上

総合教育センターにおける特別支援教育にかかる研修や、特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)の開催によって、各地域や各学校における特別支援教育の推進者の養成を図っています。

特別支援学校のセンター的機能による研修会の開催や、小中学校への教育相談等、支援を実施することで、地域の特別支援教育の推進と専門性の向上に取り組んでいます。

通常の学級に特別な教育支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、すべての教員が発達障がい支援を含む特別支援教育についての一定の知識・技能を有していることが求められます。

特別支援学校においては、そのセンター的機能を十分に発揮するために、発達障がいを含む複数の障がい種に対応できる専門性が求められています。

多様な学びの場における特別支援教育に係る専門性向上、授業力向上が求められています。あわせて、特別支援学校免許の取得率を向上させる必要があります。

障がいに対応した指導・支援とともに、授業力の向上に努める必要があります。

個々の教員の専門性向上に加え、教員がチームとして特別な支援を必要とする児童生徒へ対応することが求められます。

特別支援学校教諭免許状取得について検討の必要があります。

専門性を有する教員を確保するために、研修等の方法についての検討や、経験豊富な退職教員等の人材の積極的な活用などを進める必要があります。

特別支援学校等の現場での体験や研修により、知識を実践力として活用できる人材の育成を図ります。その際、ベテラン教員や経験豊富な退職教員を活用し、教育のノウハウを継承できる仕組みづくりを検討します。

教員の特別支援教育にかかる障がいの特性に応じた指導力や授業力等の専門性向上に向け、県内の大学等との連携を一層強化し、教員養成段階の講座の拡充、現職教員に向けての研修の強化等を図ります。

7 特別支援学校の整備

<p>県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)に基づき、特別支援学校の整備を進めています。</p> <p>くわな特別支援学校の校舎建築および杉の子特別支援学校石薬師分校の作業実習棟の建築を進めています。</p> <p>東紀州くろしお学園(本校)の統合整備を進めています。</p> <p>松阪地域特別支援学校(仮称)の整備を進めています。</p> <p>「こども心身発達医療センター(仮称)」の一体整備に伴う特別支援学校の整備を進めています。</p> <p>寄宿舎のあり方について、協議会を開催し検討を進めています。</p>	<p>施設設備の老朽化や各校の個別の課題について計画的に取り組む必要があります。</p> <p>寄宿舎の統合等あり方について検討する必要があります。</p>	<p>東紀州くろしお学園(本校)、松阪地域特別支援学校(仮称)、「こども心身発達医療センター(仮称)」の一体整備に伴う特別支援学校について、整備スケジュールを示します。</p> <p>寄宿舎の統合整備について、方向性を示します。</p> <p>施設設備の老朽化や各校の個別の課題等、「県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)」以降の特別支援学校の整備について検討します。</p>
--	--	--

高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成 のために（仮称）（案）

平成 26 年 月

三重県教育委員会

目 次

I はじめに

1 趣旨	1
2 教員に求める資質	1
3 現状と課題	2
4 基本的な考え方	3

II 教員養成

1 大学等教員養成機関との連携強化	
(1) 大学生等が学校現場をよりよく理解する機会の拡充	5
(2) 高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の養成	5

III 採用

1 教員採用の仕組みと方法の改善	
(1) 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の採用	7
(2) 多様な経験や力を持つ人材の採用	7
2 教員採用選考試験合格者が学校現場で円滑に教育活動を始めるための取組	
(1) 採用試験合格から配置までの間の取組	8
(2) 初任者の育成のための適切な配置	8

IV 研修

1 ライフステージごとに求められる力の育成	
(1) 若手教員の実践的指導力の向上	9
(2) 中堅・中核教員の企画力・指導力の向上	9
(3) ベテラン教員の企画力・指導力の充実	10
(4) 管理職のマネジメント力の向上	11
(5) 講師の資質向上	11
(6) 指導に課題等のある教員の資質向上	11
2 授業力の向上を重視した研修等の充実	
(1) 授業改善モデルの普及・啓発等による授業力の向上	12
(2) 高等学校・特別支援学校の特性を踏まえた指導力の向上	13
3 OJTの活性化・校内研修体制の確立	
(1) OJTの活性化	14
(2) 校長等との面談による的確な資質向上	14
4 研修のあり方の継続的な改善	
(1) 研修の成果が着実にあらわれるための取組	15
(2) 研修のあり方の継続的な見直しと改善	16

5 学校の組織運営体制の確立

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 学校の組織運営体制の確立につながる人材の育成 | 1 7 |
| (2) 組織運営体制確立による教育活動の質の向上 | 1 8 |

I はじめに

1 趣旨

三重県教育委員会は、平成22年12月、本県の教育振興基本計画である「三重県教育ビジョン（計画期間：平成23～27年度、以下「ビジョン」といいます。）」を策定し、教員の資質の向上について、「教員養成」「採用」「研修」を相互に関連づけて総合的な視点から取り組むこととしました。

ビジョンが示すように、学校教育の充実・発展は教員の資質の向上とその意欲的な実践にかかっていると言っても過言ではなく、教員の果たすべき役割はきわめて大きいものがあります。また、近年の社会状況や子どもたちの変化等を背景に、教員に求められる資質・能力の幅は拡大してきています。その一方で、今後、多くの経験豊かな教員の退職が見込まれており、力量のある教員の確保と、教員の資質の向上がますます重要な課題となっています。

のことから、ビジョンの示す取組内容に沿って教員の資質の向上が着実に図られるよう、方策の体系とそれに基づいた取組方向とをとりまとめました。三重県教育委員会は、市町等教育委員会、大学等の関係機関と連携・協働しながら、これらの取組を確実に進めていくこととします。

なお、今後、現行のビジョンに代わる新たな本県の教育振興基本計画が策定された場合は、必要に応じて本とりまとめの見直しを行います。

2 教員に求める資質

ビジョンは、「子どもたちと直接接する教員の果たすべき役割や、子どもたちの成長に与える影響はきわめて大きく、教員には、その責務を自覚し、たゆみない研鑽に努め、指導力・人間性を磨き、子どもたちに手本を示すことが求められる」としています。そのうえで、教員に求める資質として「教育に対する情熱と使命感」「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」「自立した社会人としての豊かな人間性」を示すとともに、人材育成のポイントとして「子どもたちの目線に立って考えることのできる力」という観点を挙げています。

教員は、たゆみない研さんによって指導力・人間性を磨き、意欲的な実践を通じて子どもたちの成長を促すことが必要です。

教員に求める資質

教育に対する情熱と使命感

子どもに対する愛情や教育者としての責任感が強く、常に子どもの人格と個性を尊重した指導ができる。

専門的知識・技能に基づく課題解決能力

たゆみない向上への意欲をもち、子どもとともに課題に取り組む創造性、積極性、行動力。

自立した社会人としての豊かな人間性

優れた人権感覚と社会人としての良識に富み、子どもや保護者との間に深い信頼関係が築ける。

(人材育成のポイント)

子どもたちの目線に立って考えることのできる力

3 現状と課題

ビジョンを踏まえ、本県の教員の資質向上にかかる現状と課題をあらためて次のようにとらえます。

(1) 多様化・複雑化する教育課題への対応

近年の社会状況や子どもたちの変化等を背景に、学力の向上、キャリア教育の充実、いじめ・不登校への対応、外国人児童生徒への対応、障がいのある児童生徒への対応等、課題が多様化・複雑化しています。このことから、学校がこれらの課題に組織的に対応することができるよう、各教員は、それぞれの専門分野等にかかる専門性をより高めるとともに、教職生活全体を通じて学び続ける意欲や探究心を持ち続ける必要があります。

(2) 大量退職への対応

今後、当面の間、多くの経験豊かな教員の退職が見込まれており、力量ある教員の確保、知識等の継承、若手および中堅・中核教員の育成が必要になっています。その際、教員が教職経験年数等に応じたライフステージごとに求められる力を明確にし、計画的に人材育成を進める必要があります。

(3) 育てる文化の醸成

教育現場に時間的余裕がなくなり、職場の中で互いに力を磨こうとする「育てる文化」が薄れるとともに、教員が学校を離れて集合研修を受講することが難しくなってきています。その一方で、困難な課題への対応を含め、他の教員や関係機関等と連携・協働して教育活動に取り組む必要性が高まっています。

(4) 教育への信頼

子どもたち、保護者、県民などから学校や教員への尊敬・信頼を損ねる事案が生じており、教員には法令等を遵守することとともに、より豊かな人間性を備えることが求められています。

(5) 関係機関との適切な連携・役割分担

教員の資質・能力の向上に係る国の動向を注視するとともに、市町等教育委員会や大学等とより適切に連携および役割分担を行いながら取り組む必要があります。

(6) 魅力ある職場環境の実現

学校マネジメントの充実等により、教員が働きやすく、学校ごとの課題への対応等に意欲的に取り組む職場を実現する必要があります。

4 基本的な考え方

(1) 高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の育成

「教員養成」「採用」「研修」を相互に関連づけて、総合的な視点から、計画的に教員の資質の向上を図ります。その際、それぞれの専門分野等に関する高い専門性とともに、子どもたちを心理面から受けとめる力、毅然と指導できる力、コミュニケーション力、チームで対応する力、心身の健康等を備え、学び続ける意欲を持った、人間性豊かな教員の育成につながる養成・採用・研修に努めます。

(2) 関係機関との連携の充実

学校現場の課題や取組の状況をよりよく理解するとともに、高い専門性と豊かな人間性を備えた教員を養成・採用するため、大学等教員養成機関との連携を一層強化します。また、市町等教育委員会や大学等とより適切に連携および役割分担を行い、体系的かつ効果的な研修を実施します。

(3) 体系的な人材育成

教員がライフステージごとに求められる力を踏まえ、「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を創造できるよう授業力を向上することを最も重視し、研修等を実施します。また、OJTⁱをはじめ教員が可能な限り学校もしくは学校に近い地域で研修等を受けることを通じて求められる専門性や人間性を身につけ、高められるよう、そのあり方を改善します。さらに、学校の組織運営体制の確立につながる人材の育成を図ります。

~~ ライフステージごとに求められる力 ~~

■ 若手教員 <u>(初任～教職経験 11 年目の者)</u>	
学習指導力	授業を構成する力、授業を展開する力、授業を評価し改善する力
生徒指導力	子どもたちを理解する力、個や集団を指導する力、学級づくりの力
外部連携力	外部（保護者、地域、関係機関等）に対して適切に対応する力
組織参画力	「対話」と「気づき」を重視しながら組織の一員として校務に積極的に参画する力
■ 中堅教員 <u>(教職経験 11 年を経過した者)</u>	
教科専門性	教科指導に対する専門的知識と指導力
領域専門性	今日的な教育課題に対応する力
企画立案力	教育課題に対する改善策を企画立案し、提案できる力
後進指導力	若手教員等を指導できる力
■ ベテラン教員 <u>(教職経験 21 年を経過した者)</u>	
高度な教科専門性	より高度な教科指導に対する専門的知識と指導力
高度な領域専門性	今日的な教育課題に的確に対応する力
確かな企画立案力	学校の教育目標の実現に向けた企画立案及び提案ができる力
豊かな後進指導力	管理職と連携し、他の教員に対して適切に指導できる力
■ 管理職	
学校経営力	学校の経営方針を策定し、職員とともに取組を進める力
外部交渉力	保護者、地域、関係機関等と適切に連携・協働を進める力
人材育成力	教職員のキャリアデザインについて、適切な指導・助言を行う力
高い識見	国や県等の教育施策等を十分に理解し、自校の学校経営に繋げる力

II 教員養成

1 大学等教員養成機関との連携強化

求める資質を備えた教員を養成するため、県教育委員会と大学等教員養成機関との連携を強化します。

(1) 大学生等が学校現場をよりよく理解する機会の拡充

今後の退職者増加に伴い、一定数の新規採用を継続する必要があることから、教育への意欲や学校現場に理解のある大学生等がより多く本県の教員となることを目指すよう、三重の公立学校で教員として働く魅力を積極的に発信するとともに、学校現場をよりよく理解する機会を拡充します。

[取組方向]

- ア) 三重の公立学校が進めている教育情報をWebページ等により発信していく中で、教員の意欲的で生き生きとした活動や、教員が働きやすい環境づくりに向けた取組が、より広く周知されるよう取り組みます。
- イ) 大学等教員養成機関と連携し、実践的な指導力を持つ県立学校等の教員が大学等で指導する機会を創出するとともに、公立学校で子どもたちの指導に加わる教育アシスタント制度ⁱⁱがより多くの大学生等に積極的に活用されるよう取り組みます。
- ウ) 県内の公立学校が地域をはじめ多様な主体と連携して実践している魅力的な取組について、地域や大学等と連携して大学生等に伝えていきます。

(2) 高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の養成

教育課題が多様化・複雑化しており、様々な課題に対応する高い専門性が必要になっています。その一方で、教育を取り巻く状況が急速に、かつ大きく変化しており、教職生活全体を通じて学び続ける意欲を持った教員が求められています。また、困難な課題への対応を含め、他の教員や関係機関等と適切に連携・協働するとともに、社会から尊敬・信頼される教員が求められています。

このことから、個々の教育課題に関する高い専門性と豊かな人間性を備え、学び続ける意欲を持った教員を養成するため、大学等教員養成機関との連携を一層強化します。

[取組方向]

- ア) 高い専門性と豊かな人間性を備えた教員が養成されるよう、教員養成段階での教育内容の充実に向けて、大学等との連携・協働の拡充を進めます。
- イ) <再掲>大学等教員養成機関と連携し、実践的な指導力を持つ県立学校等の教員が教員養成大学等で指導する機会を創出するとともに、公立学校で子どもたちの指導に加わる教育アシスタント制度がより多くの大学生等に積極的に活用されるよう取り組みます。
- ウ) 特別支援学校のみならず、小中学校・高等学校での特別支援教育の必要性が高まっていることから、教員養成段階での特別支援教育に係る単位の履修や充実したケース検討が積極的に行われるよう、大学等との連携を深めます。
- エ) 大学と連携して実施する理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー（C S T））ⁱⁱⁱ 養成拠点構築プログラムにより、現職教員や大学院生を対象に、理数教育の中核的役割を担う小中学校教員を養成します。

III 採用

1 教員採用の仕組みと方法の改善

今後の退職者の増加に伴い、一定数の新規採用を継続する必要があります。また、教育課題の多様化・複雑化、教育を取り巻く状況の急速かつ大きな変化、他の教員や関係機関等との連携・協働の必要性の高まり等から、学校現場の課題や取組の状況をよりよく理解するとともに、高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を確保する必要があります。このことから、大学生等に三重の公立学校で教員として働く魅力を積極的に発信するとともに、教員採用の仕組みと方法を改善します。

(1) 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の採用

高い専門性とともに、豊かな人間性を備えた教員が求められています。また、教員自らが教職生活全体を通じて自主的・継続的に学び続けることが必要です。こうした資質や意欲を持った教員が採用できるよう、教員採用選考試験をより適切な仕組み・方法へと改善します。

[取組方向]

- ア) 教員採用選考試験において、人間性や教育に対する情熱と使命感をより重視した選考ができるよう、面接試験の実施・評価方法の改善を検討します。
- イ) <再掲>三重の公立学校が進めている教育情報をWebページ等により発信していく中で、教員の意欲的で生き生きとした活動や、教員が働きやすい環境づくりに向けた取組が、より広く周知されるよう取り組みます。
- ウ) 学校運営上必要な講師（常勤・非常勤）について、引き続き適切な任用に努めます。

(2) 多様な経験や力を持つ人材の採用

本県の学校で講師等を経験した者、他県の学校で教員等を経験した者、社会人として幅広い経験を持つ者、専門的な技能を持つ者等、多様な経験や力を持つ人材を積極的に採用します。

[取組方向]

- ア) 障がいを有する人・スポーツ実績を有する人・社会人・教職経験者を対象に実施している特別選考について、教育を取り巻く状況により的確に対応できるよう、試験内容の改善を検討します。

2 教員採用選考試験合格者が学校現場で円滑に教育活動を始めるための取組

教員採用選考試験に合格した者が学校に配置されるまでの間の取組を拡充します。また、初任者の配置を適切に進めます。

(1) 採用試験合格から配置までの間の取組

教員採用選考試験に合格した者が学校に配置されるまでの間に、初任校に赴任後すぐに力を発揮できるよう、求められる力や心構え等を身につけるための取組を進めます。

[取組方向]

- ア) 教員採用選考試験に合格した者を対象に、任用前であることに十分配慮しながら、採用前研修、自主的に取り組むべき事項の周知等を行います。

(2) 初任者の育成のための適切な配置

初任者の配置にあたっては、一人ひとりの適性に配慮しながら、学校現場のニーズを踏まえ、その育成が円滑に行われるよう、適材適所に配置します。

[取組方向]

- ア) 初任者が様々な地域や多様な学校現場を経験することで教員としての基礎を築くことができるよう、学校規模等に配慮して配置します。（原則出身地を除く）
- イ) 初任者研修が円滑に行われるよう、国による加配教員の活用に加え、県単独措置による非常勤講師等の配置を継続して行います。

IV 研修

1 ライフステージごとに求められる力の育成

教員がライフステージごとに求められる力を確実に身につけ、また伸ばすことができるよう、体系的、系統的、効果的に研修を実施します。

(1) 若手教員の実践的指導力の向上

若手教員（初任～教職経験11年目）について、授業を構成する力等からなる「学習指導力」、子どもたちを理解する力等からなる「生徒指導力」、外部に対して適切に対応する力等からなる「外部連携力」、「対話」と「気づき」を重視しながら組織の一員として校務に積極的に参画する力からなる「組織参画力」等、実践的指導力の向上を図ります。

[取組方向]

- ア) 若手教員が子どもたちと向き合う時間を確保しつつ、学び続ける教員としての基礎を確立できるよう、初任から教職経験11年目にわたる研修の仕組みを整えます。
- イ) 学習指導や生徒指導等に係る力の向上のため、経験年数や校種の異なる教員が互いに学び合う研修の充実を引き続き進めます。
- ウ) 特別支援教育に係る知識の理解を深めるとともに、特別な支援を必要とする子どもたちへの指導力の向上を図るための取組を進めます。

(2) 中堅・中核教員の企画力・指導力の向上

中堅・中核教員（教職経験11年を経過した者）について、学習指導をはじめとする諸課題の改善策を提案し実践するための「教科専門性」および「領域専門性」、校務分掌等のリーダーとして学校の企画運営に参画するための「企画立案力」、他の教員に指導・助言しつつ協働して課題を解決するための「後進指導力」等からなる企画力・指導力の向上を図ります。

[取組方向]

- ア) 教職経験 11 年を経過した者を対象とした研修について、教員免許状更新講習の内容を踏まえて、その体系的なあり方を検討します。
- イ) 教員免許状更新講習の機会を活用して必要な資質・能力、指導力の形成や向上が図られるよう、学校現場の声をより反映した講習の実施に向けて、実施機関である大学との連携を進めます。
- ウ) 校内研修や学校マネジメントを進める教員に対する研修の充実を図ります。
- エ) 各教科及び様々な教育課題について専門性を高められるよう、実際の授業等を題材として異校種の教員と学び合う場を設定する等、研修を改善し、実施します。
- オ) 学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、学校教育法の改正に伴い設置が可能となった主幹教諭^{iv}や指導教諭^vの配置と、これに対応した研修の実施について検討を進めます。
- カ) <再掲>特別支援教育に係る知識の理解を深めるとともに、特別な支援を必要とする子どもたちへの指導力の向上を図るための取組を進めます。

(3) ベテラン教員の企画力・指導力の充実

ベテラン教員（教職経験 21 年を経過した者）について、「高度な教科専門性」「高度な領域専門性」「確かな企画立案力」「豊かな後進指導力」等からなる企画力・指導力の充実を図ります。

[取組方向]

- ア) <一部再掲>ベテラン教員の企画力・指導力の充実を図るため、その職務や職能に応じた研修の充実を図ります。また、教員免許状更新講習の機会を活用して必要な資質・能力、指導力の形成や向上が図られるよう、学校現場の声をより反映した講習の実施に向けて、実施機関である大学との連携を進めます。
- イ) <再掲>学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、学校教育法の改正に伴い設置が可能となった主幹教諭や指導教諭の配置と、これに対応した研修の実施について検討を進めます。

(4) 管理職のマネジメント力の向上

管理職について、学校の経営方針を策定し職員とともに取組を進める「学校経営力」、保護者・地域・関係機関等と適切に連携・協働を進める「外部交渉力」、教職員のキャリアデザインについて適切な指導・助言を行う「人材育成力」、国や県等の教育施策等を十分に理解し自校の学校経営につなげられる「高い識見」等からなるマネジメント力の向上を図ります。

〔取組方向〕

- ア) 校長のマネジメント力の向上のため、学校経営力・人材育成力の向上等を重視し、研修プログラムの改善を進めます。
- イ) 教頭の実務力・対応力の向上のため、外部交渉力・識見の向上等を重視し、研修プログラムの改善を進めます。

(5) 講師の資質向上

講師が学校運営上欠かせない存在となっている現状を踏まえ、これらの教員の資質向上を図ります。

〔取組方向〕

- ア) 講師（常勤・非常勤）に対する研修のあり方について検討を進めます。

(6) 指導に課題等のある教員の資質向上

指導に不安や課題等のある教員を対象とした研修を進めます。

〔取組方向〕

- ア) 教職経験2年以降で、経験年数が短く指導に不安や課題等がある教員に対して学習指導等に係る研修を進めます。

2 授業力の向上を重視した研修等の充実

「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を創造できるよう授業力を向上することを重視し、研修や取組の充実を図ります。

(1) 授業改善モデルの普及・啓発等による授業力の向上

小中学校において、授業改善モデルの普及・啓発等に取り組みます。

[取組方向]

- ア) 小中学校の新しい学習指導要領の趣旨・内容を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成を進めるため、教科ごとに授業改善モデルの開発を行います。このモデルが学校において有効に活用され、学校ごとの課題に対応した取組が進むよう、授業公開や研修会の開催等を通じてモデルを県内に普及・啓発し、教員の指導力の向上を図ります。
- イ) 全国学力・学習状況調査の活用を推進するとともに、学力の向上に関して成果をあげている学校の取組事例が多くの学校で共有され、取組が広がるよう努めます。
- ウ) 県教育委員会から小中学校への指導主事、研修主事及び専門的な知識と豊富な経験を有する退職教員等を活用した学力向上アドバイザー等の派遣体制の充実を図ります。
- エ) <一部再掲>若手教員の授業力の向上を図るため、経験年数や校種の異なる教員が互いに学び合う研修の充実を引き続き進めます。
- オ) <再掲>大学と連携して実施する理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー（C S T））養成拠点構築プログラムにより、現職教員や大学院生を対象に、理数教育の中核的役割を担う小中学校教員を養成します。

(2) 高等学校・特別支援学校の特性を踏まえた指導力の向上

学校ごとに課題が大きく異なる高等学校では、課題に対応する指導力の向上を、学校現場を中心に進めます。小学部・中学部・高等部等幅広い年齢層と様々な障がいに対応した教育部門を設置する特別支援学校では、その特性を踏まえて指導力の向上に取り組みます。

〔取組方向〕

- ア) 高等学校・特別支援学校では、学校内で研修担当者を位置づけるなど、授業研究等に係る校内研修を推進するとともに、研修の成果が着実に表れるよう取り組みます。
- イ) 県教育委員会から高等学校・特別支援学校への指導主事・研修主事等の派遣体制の充実を図ります。
- ウ) 基礎的な学習内容の定着に課題がある高等学校では、学校間で情報交換を行うなど課題を共有するとともに、義務教育段階を含めた基礎的な学習内容の定着を含め、効果的な指導方法を研究し、実践します。
- エ) 発展的な学力の育成に取り組む高等学校では、教育課程の工夫改善や進路指導の充実等に関する学校間のネットワークを構築するとともに、大学等と連携し、進路指導、理数教育、英語教育等に係る指導力の向上を図ります。
- オ) 高等学校の専門学科では、指導主事等による学校支援の充実を図るとともに、生徒が高度な技術等を習得できるよう、大学や研究機関・企業等と連携し、高い専門性を備えた教員を育成します。
- カ) 高等学校の各教科に係る教員の自主的な研究活動を支援します。
- キ) <一部再掲>若手教員の授業力の向上を図るため、経験年数の異なる教員が互いに学び合う研修の充実を進めます。
- ク) 特別支援学校における教育の充実のため、大学等と連携し、特別支援学校教諭免許状保有率の向上のための取組を進めます。
- ケ) 特別支援学校のセンター的機能を十分發揮するために、発達障がいを含む複数の障がい種に対応するための教員の専門性の向上を進めます。

3 OJTの活性化・校内研修体制の確立

管理職の適切なマネジメントや校内研修を推進する中核的な人材の育成により、授業研究を中心とした校内研修体制の確立を含むOJT機能の強化を図ります。

(1) OJTの活性化

校内研修を含むOJTがより活発に行われるよう、校長のマネジメント力の向上を図るとともに、授業研究を中心とした校内研修の活性化を進めることにより、教員が職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」を醸成します。

[取組方向]

- ア) <再掲>校長のマネジメント力の向上のため、学校経営力・人材育成力の向上等を重視し、研修プログラムの改善を進めます。
- イ) 授業研究を中心とした校内研修を企画・運営できる人材を育成するとともに、学校支援を充実します。
- ウ) <再掲>高等学校・特別支援学校では、学校内で研修担当者を位置づけるなど、授業研究等に係る校内研修を推進するとともに、研修の成果が着実にあらわれるよう取り組みます。

(2) 校長等との面談による的確な資質向上

校長等から教員に対し、研修や自己研さんに取り組む意欲の向上に向けた助言等を行います。

[取組方向]

- ア) 教職員の能力開発と人材育成を図り、学校組織の活性化や学校の教育力を向上させることを目的に試行している「教職員育成支援システム」における面談の場等を活用し、校長等から教員に対し、一人ひとりの強みと弱みに応じて、研修や自己研さんに取り組む意欲の向上に向けた助言等を行います。

4 研修のあり方の継続的な改善

研修の成果が確実に表れるとともに、広く共有されるよう、仕組みの充実を図ります。また、そのあり方の継続的な見直しを進めます。

(1) 研修の成果が着実にあらわれるための取組

研修の取組の成果が、確実に授業改善等につながり、県内すべての学校へ普及し、情報が共有されるよう、仕組みの改善や充実を図ります。

[取組方向]

- ア) 授業研究を中心とした校内研修の活性化に関する取組を学び合うため、公開授業や研究会等を通じて周辺の学校への普及を図るとともに、県内の各地域において各学校の研修担当者等を対象とした研修会や実践交流会を開催し、すべての学校への普及を進めます。
- イ) 教員研修がより能動的に取り組まれるものとなるよう、ワークショップ形式や課題解決型などの形態をより一層研修に取り入れ、内容の改善を進めます。
- ウ) 研修が確実に学校での取組につながるよう、研修終了後の事後アンケートやフォローアンケートを効果的に実施します。
- エ) 教員を一定期間、大学等へ派遣する派遣研修について、目的に応じた計画的な派遣を進めるとともに、研修の成果を県内の多くの学校に広めるための取組を検討します。

(2) 研修のあり方の継続的な見直しと改善

研修のあり方を常に見直し、最も適切な内容や方法で実施します。

[取組方向]

- ア) 学校もしくは学校に近い地域で研修が進められるよう、市町等教育委員会及び関係機関と連携・協働を図ります。
- イ) <一部再掲>研修終了後の事後アンケートやフォローアンケートにより、受講者のニーズ等を把握し、研修体系の見直しや、研修内容の改善等につなげていきます。
- ウ) 県教育委員会の研修主事・研修員等が、大学等と連携し、学校教育に係る課題認識や新たな知見等に係る調査研究を行い、集合研修等の内容に反映していきます。
- エ) 県教育委員会事務局内での連携を強化し、各専門分野の担当者による研修内容の精査を継続的に実施し、内容やあり方を常に改善します。
- オ) 研修の現状について、大学の教員等をはじめとした有識者等による評価を受け、研修の内容やあり方の継続的な改善を図る仕組みを構築します。
- カ) 教員が大学等を活用した短期間の自主研修を行えるよう、大学等と連携することを検討します。
- キ) <一部再掲>県教育委員会が実施する教員研修について、大学等が実施する教員免許状更新講習の内容を踏まえて、その体系的なあり方を検討します。
- ク) 臨床心理士等の専門家や退職教員を活用した研修の充実を引き続き進めます。

5 学校の組織運営体制の確立

学校自らがより良い学校づくりを進めていくため、学校ごとの課題への対応等に意欲的に取り組む職場を実現します。

(1) 学校の組織運営体制の確立につながる人材の育成

学校自らがより良い学校づくりを進めていくため、それを担う人材を育成します。

[取組方向]

- ア) <再掲>学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、学校教育法の改正に伴い設置が可能となった主幹教諭や指導教諭の配置と、これに対応した研修のあり方について検討を進めます。
- イ) 学校と教育委員会事務局との人事交流を進め、教育行政に従事した経験を活かし、学校現場での教育や学校運営等により積極的に携わる中堅・中核教員の育成を図ります。
- ウ) 「学校経営力」「外部交渉力」「人材育成力」「高い識見」を備えた教員が管理職となり、教育活動の質を組織として高めることができる学校づくりが進められるよう、校長を通じて管理職の候補となる教員を積極的に見いだすとともに、管理職に求められる力の育成を図り、これにふさわしい人材の登用に努めます。
- エ) 教員の学校経営や学級経営の力を向上させるため、各学校で中核となって取組を進める人材を育成します。
- オ) 小学校、中学校、高等学校における特別支援教育に関する専門性の向上を図るために、特別支援学校との人事交流を進めます。

(2) 組織運営体制確立による教育活動の質の向上

教員が働きやすく、学校ごとの目的・目標の達成や課題への対応等に意欲的に取り組む職場を実現することにより、教育活動の質を高めるとともに、三重の公立学校で教員として働く魅力を発信することにつなげます。

[取組方向]

- ア) 学校マネジメントの充実や学校評価の仕組みを活用して、学校の組織力を強化します。
- イ) 管理職をはじめとした全ての教員を対象に学校経営品質向上活動に関する研修を実施し、学校マネジメント力の向上を図ります。
- ウ) 学校関係者評価を行う関係者を対象とした研修の充実を図ります。
- エ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への派遣を進めるとともに、学校だけでは対応が難しい生徒指導上の事案については、専門家による学校問題解決サポートチームを編成して学校を支援します。
- オ) ビジョンを踏まえ、教員が働きやすい環境づくりを進めます。その一環として、若手教員、中堅教員、ベテラン教員、管理職に至る教員のメンタルヘルス対策を一層進めます。
- カ) 教員が法令、社会規範、マナー等を遵守するとともに、公正・誠実に職務を遂行するための取組を着実に進めます。

i O J T

On-the-Job Training の略。組織内教育・教育訓練手法のひとつ。職場内で上司・先輩が、部下・後輩に対し、日常の具体的な仕事を通じて指導し、修得させること。

学校においては、一般的なO J Tに加え、教員同士が様々な教育活動での協働の取組を通して、学び合うこと、校内研修の機会を設けることも効果的である。

ii 教育アシスタント制度

教員を希望する大学生等が教育アシスタントとして児童生徒の指導に加わることにより、児童生徒一人ひとりの指導を充実するとともに、養成段階からの教員としての人材育成を図るため、活用を希望する公立小中学校、県立高等学校、県立特別支援学校等に大学生等を派遣する三重県教育委員会の事業。

iii 理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー（C S T））

小中学生の理科への学習意欲・能力を喚起するため、優れた理科指導法を習得し、実践する教員。

iv 主幹教諭

校長及び教頭を助け、校務の一部を整理し教育をつかさどる。

v 指導教諭

教育をつかさどり、教諭等に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導助言を行う。